

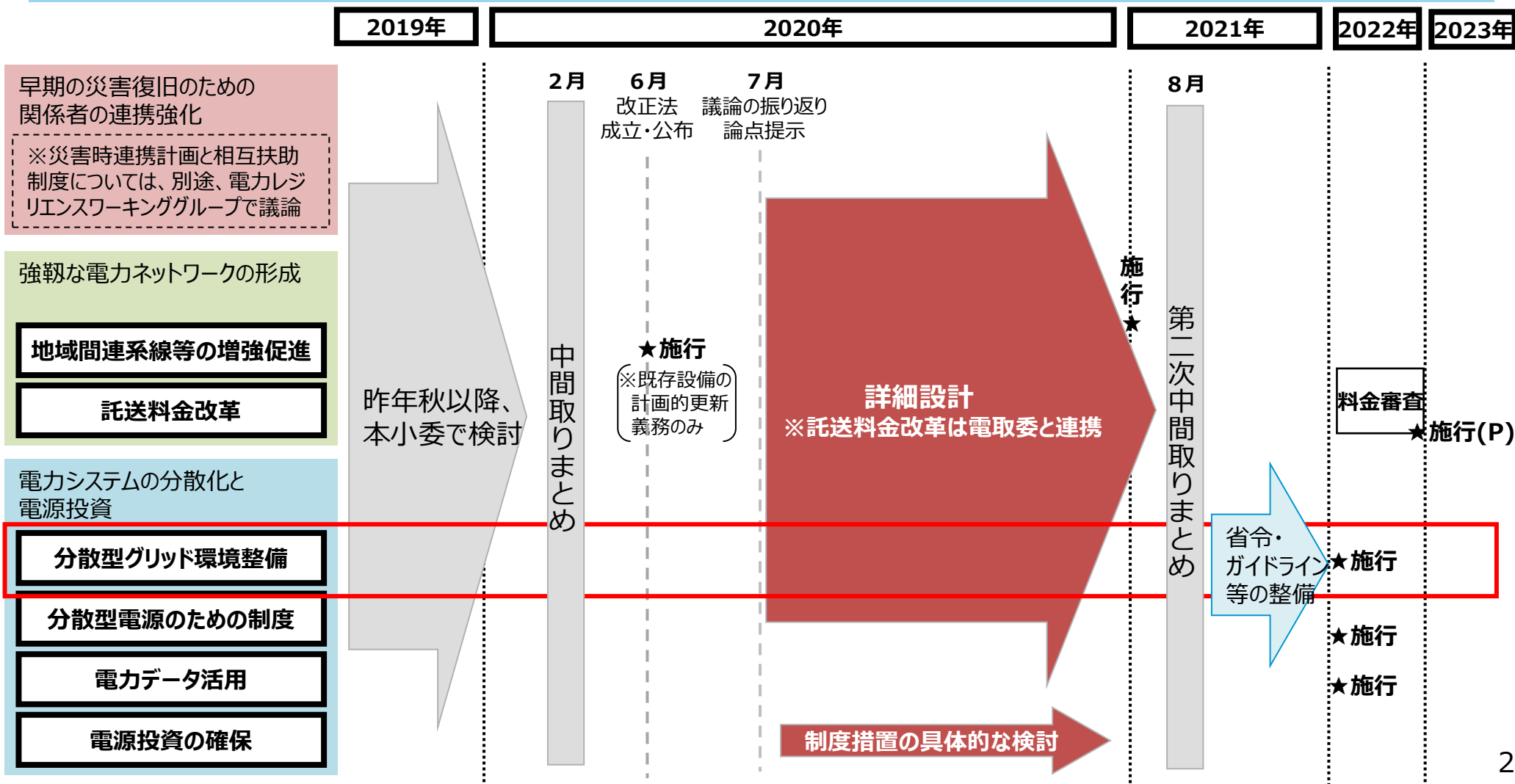
分散型エネルギーシステム推進に向けた 事業環境整備について

2021年12月3日

資源エネルギー庁

1. 分散型電源システム推進に向けたこれまでの取り組み①

- 昨年 6 月に成立したエネルギー供給強靱化法により、配電事業ライセンスの導入等、分散型電源システム推進に向けた改正事項が措置された。
- 来年 4 月の法施行に向け、本年 8 月の取りまとめられた本小委員会の「第二次中間取りまとめ」の整理を踏まえ、**現在、詳細制度設計を進めているところ。**



(参考) 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律【エネルギー供給強靱化法】概要

第5回持続可能な電力システム構築小委員会（2020.7.20）資料1より抜粋

背景と目的

自然災害の頻発

(災害の激甚化、被災範囲の広域化)

- 台風（昨年15号・19号、一昨年21号・24号）
- 一昨年の北海道胆振東部地震 など

地政学的リスクの変化

(地政学的リスクの顕在化、需給構造の変化)

- 中東情勢の変化
- 新興国の影響力の拡大 など

再エネの主力電源化

(最大限の導入と国民負担抑制の両立)

- 再エネ等分散電源の拡大
- 地域間連系線等の整備 など

災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再エネの導入拡大等のための措置を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確保することが必要。

改正のポイント

1. 電気事業法

(1) 災害時の連携強化

- ① 送配電事業者は、**災害時連携計画**の策定を義務化。【第33条の2】
- ② 送配電事業者が**復旧等に係る費用**を予め積み立て、被災した送配電事業者に対して交付する**相互扶助制度**を創設。【第28条の40第2項】
- ③ 送配電事業者は、**復旧時**における自治体等への**戸別の通電状況等の情報提供**を義務化。【第34条、第37条の3～第37条の12】
また、平時においても、電気の使用状況等の**データを有効活用**する制度を整備。
- ④ **有事**に経産大臣が**JOGMECに対して、発電用燃料の調達を要請できる**規定を追加。【第33条の3】

(2) 送配電網の強靱化

- ① 電力広域機関は、**将来を見据えた広域系統整備計画**(プッシュ型系統整備)策定業務を追加。【第28条の47】
- ② 送配電事業者は、**既存設備の計画的な更新**を義務化。【第26条の3】
- ③ 経産大臣が送配電事業者の投資計画等を踏まえて**収入上限(レベニューキャップ)を定期的**
に承認し、その枠内で**コスト効率化を促す託送料金制度**を創設。【第17条の2、第18条】

(3) 災害に強い分散型電力システム

- ① 地域において分散小型の電源等を含む配電網を運営しつつ、緊急時には独立したネットワークとして運用可能となるよう、**配電事業**を法律上位置付け。【第2条第1項第11号の2、第27条の12の2～第27条の12の13】
- ② 山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、**配電網の独立運用を可能に**。【第20条の2】
- ③ 分散型電源等を束ねて電気の供給を行う事業(**アグリゲーター**)を法律上位置付け。【第2条第1項第15号の2、第27条の30～第27条の32】
- ④ 家庭用蓄電池等の分散型電源等を更に活用するため、**計量法の規制を合理化**。【第103条の2】
- ⑤ 太陽光、風力などの小出力発電設備を報告徴収の対象に追加するとともに、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)による立入検査を可能に。(※併せてNITE法の改正を行う)【第106条第7項、第107条第14項】

(4) その他事項

電力広域機関の業務に再エネ特措法に基づく賦課金の管理・交付業務等を追加するとともに、その交付の円滑化のための借入れ等を可能に。【第28条の40第1項第8号の2、第8号の3、第2項、第28条の52、第99条の8】

2. 再エネ特措法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)

(1) 題名の改正

再エネの利用を総合的に推進する観点から、題名を「**再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法**」に改正。【題名】

(2) 市場連動型の導入支援

固定価格買取(FIT制度)に加え、新たに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度(**FIP制度**)を創設。【第2条の2～第2条の7】

(3) 再エネポテンシャルを活かす系統整備

再エネの導入拡大に必要な地域間連系線等の**送電網の増強費用の一部を、賦課金方式で全国で支える**制度を創設。【第28条～第30条の2】

(4) 再エネ発電設備の適切な廃棄

事業用太陽光発電事業者は、**廃棄費用の外部積立**を原則義務化。【第15条の6～第15条の16】

(5) その他事項

系統が有効活用されない状況を是正するため、認定後、一定期間内に運転開始しない場合、当該認定を失効。【第14条】

3. JOGMEC法(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法)

(1) 緊急時の発電用燃料調達

有事に民間企業による**発電用燃料**の調達が困難な場合、電気事業法に基づく経産大臣の要請の下、JOGMECによる**調達を可能に**。【第11条第2項第3号】

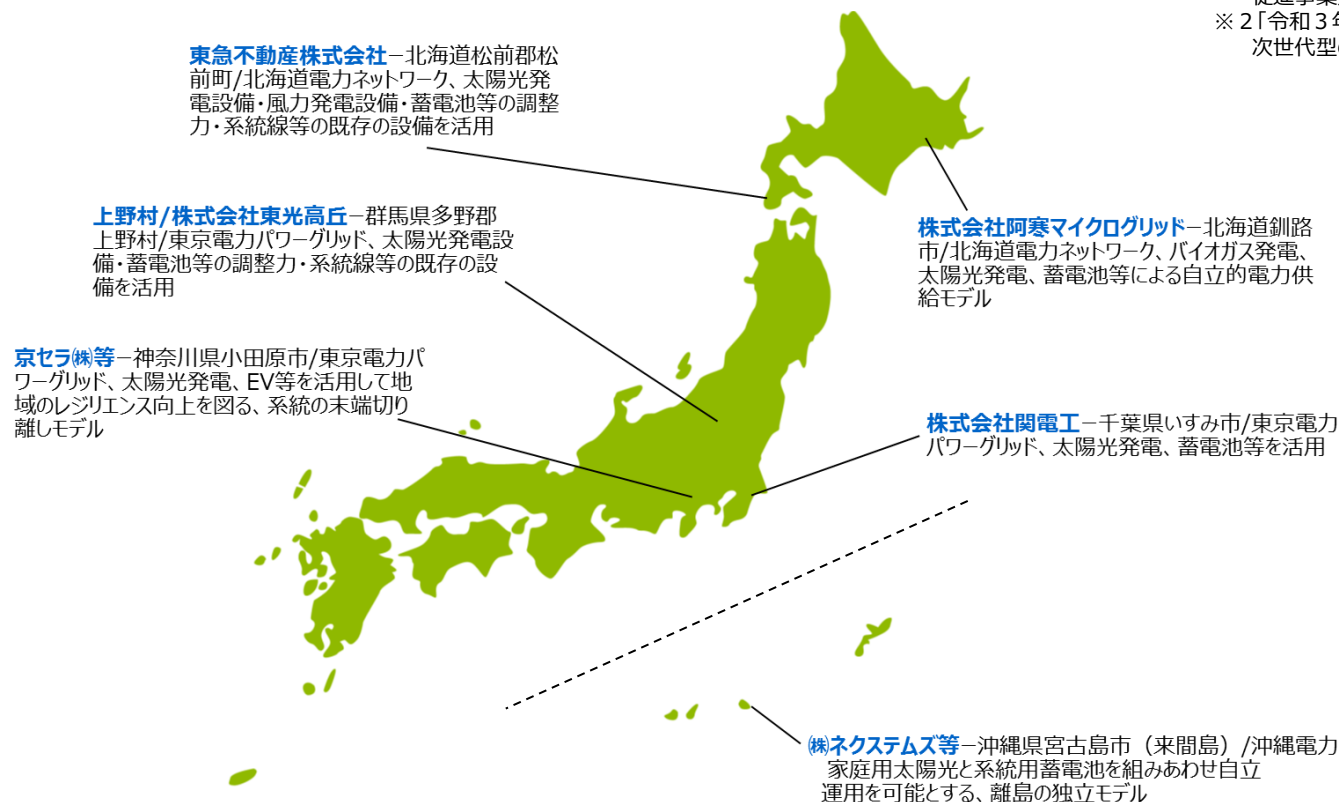
(2) 燃料等の安定供給の確保

- ① **LNG**について、**海外の積替基地・貯蔵基地**を、JOGMECの**出資・債務保証業務**の対象に追加。【第11条第1項第1号、第3号】
- ② **金属鉱物**の**海外における採掘・製錬事業**に必要な資金について、JOGMECの**出資・債務保証業務**の**対象範囲を拡大**。【第11条第1項第1号、第3号】

1. 分散グリッド推進に向けたこれまでの取り組み②

- 制度面での手当に加え、これまで、地域にある再生可能エネルギーを活用し、平常時は下位系統の潮流を把握し、災害等による大規模停電時には自立して電力を供給できるグリッド構築を支援するべく、「**地域マイクログリッド構築支援事業**（※1）」を実施。
- また、配電事業者には、地域の**分散型エネルギーリソースによる電力系統の混雑緩和技術**（「ローカルフレキシビリティ」）の活用も期待されているところ、配電事業者による利活用も見据え、NEDOにおいて**ローカルフレキシビリティプラットフォーム構築に係るFS事業**（※2）を実施。

（参考）地域マイクログリッド構築事業採択事業者



※ 1「令和 3 年度地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金」の一部として実施

※ 2「令和 3 年度再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代型の電力制御技術開発事業」の一部として実施

(参考) NEDOにおけるフレキシビリティ活用システムの検証事業

- ローカルフレキシビリティ実現に向けて、一般送配電事業者が保有する系統混雑に関する情報（系統容量や潮流の予測情報等）と当該系統に存在するDER情報の紐づけ手法、実際にDERを稼働させた場合の電力潮流・電圧等への影響分析等様々なシステム要件の検討等が必要。
- このため、NEDOにおいて、プラットフォーム上にアグリゲーターが持つDERリソースや一般送配電事業者の電力設備情報を登録し、マッピングした上で、当該情報を活用して ΔkW を公募するシステムの導入をイメージし、費用便益や業務フロー等の詳細FSを実施中。

《フレキシビリティ活用のスキーム例》



2. 「分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き」について

- 「第二次中間取りまとめ」において、配電事業者が期待される効果等を発揮するとともに、新規参入を促進する観点から、「分散システム導入プラン（仮称）」を作成することとされた。
- これを受け、配電事業への参入を検討する事業者のニーズも踏まえながら、①分散型エネルギーシステム導入の意義や、②参入に係るプロセスや必要事項（一般送配電事業者等から入手できる情報や各種申請手続等）の解説等を盛り込んだ「分散型エネルギーシステムへの新規参入の手引き」を作成。

主なニーズ(例)	手引きにおける内容
◎分散型エネルギーシステム・各種ライセンスの整理について	
エリアや資源特性によって考えられる事業種類の整理	都市部・再開発地域、周辺都市・既存市街地、農山村、離島において、そのエリア特徴（需要量や分散型電源の種別等）と考えられる分散型エネルギーシステムを例示（P 7）
事業ライセンス取得の選択に係るフローチャートの整理	配電事業、特定送配電事業、特定供給、自己託送のどのライセンス・制度を選択すべきか、制度上求められる要件等を整理の上、フローチャートを記載（P 1 8）
◎事業性評価や参入許可申請のための一般送配電事業者からの情報提供や調整事項について	
候補地の選定や事業計画策定に必要な検討事項のまとめやフローの整理	配電事業参入に当たる全体のフロー、事業イメージの検討、候補地の選定等について、各タイミングで検討・調整すべき事項や留意事項等について整理（P 2 2 ～）
参入にあたり一般送配電事業者など関係者との調整事項の整理	一般送配電事業者、自治体、需要家、発電事業者、小売電気事業者等への説明内容等について、参入許可前後に分けて整理（P 3 0 ～、P 7 1 ～）
一般送配電事業者から得られる情報の整理	参入許可前後に分け、一般送配電事業者から得られる情報を特定し、個人情報保護法も踏まえ整理（P 2 5 ～、P 4 2 ～）
各種申請書の雛形・記載例	許可申請書類（事業計画書）や引継計画の記載イメージについて記載（P 3 4 ～、P 4 5 ～）
設備の譲受価格、借受価格の算定の方法の明確化	基本的な算定方法に対する考え方を示した他、「上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組のインセンティブ」についての計算等についても整理（P 5 1 ～）
◎事業実施上の懸念について	
配電業務の主な業務内容や留意事項の整理	配電事業が実施する業務について類型化した上で、留意事項や一般送配電事業者への委託可否等を含めて整理（P 7 7 ～）
具体的な保安規制の整理	平常時、緊急時、オフグリッド運用時の保安上の法規制と留意事項について整理（P 7 3 ～、P 8 2 ～）

本論点のまとめ

- 「分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き」について、以下のとおり、「第三次中間取りまとめ」に記載することとしてはどうか。

○「分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き」

持続可能な電力システム構築小委員会第二次中間取りまとめ（令和3年8月）において、配電事業制度の導入効果を最大化する観点から、分散システム導入の意義や配電事業やそれ以外の分散システム導入の手引きとしての要素を盛り込んだ「分散システム導入プラン（仮称）」を作成することとされた。

これを受け、令和3年12月、配電事業への参入を検討する事業者のニーズも踏まえながら、分散型エネルギーシステム導入の意義や、配電事業参入に係るプロセスや必要事項（事業の詳細検討や関係者との必要な調整、一般送配電事業者等から入手できる情報や各種申請手続等）の解説等を盛り込んだ、「分散型エネルギーシステムへの新規参入の手引き」が作成された。本手引きが関係事業者の助けとなり、分散エネルギーシステムの導入が進展することが期待される。